

電磁的交付等サービス規定 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>電磁的交付等サービス規定 第1条（電磁的交付等に係る同意）</p> <p>お客さまは、当行に店頭外国為替証拠金取引口座（以下「新生銀行F×口座」といいます。）の開設をお申込みいただくにあたり、本規定に同意していただく必要があります。本規定に同意していただけない場合には、新生銀行F×口座の開設申込みはできません。また、お客さまは、<u>第2条第1項及び第3条第1項に規定する書面のうち当行所定のもの</u>（以下「電磁的交付等対象書面」といいます。）の全てについてあらかじめ包括的に電磁的交付等を申し込むものとしします。</p> <p>第6条（電磁的交付等対象書面の取扱い）</p> <p>3. お客さまは、電磁的交付等対象書面の<u>うち電磁的方法の種類に応じた当行所定の書面の</u>記載事項を、<u>法令等の定める期</u>間閲覧、印刷することができます。ただし、<u>法令等</u>の定めるところにより、当行が電磁的交付等対象書面について書面による交付または同意の取得を行った場合は、当該電磁的交付等対象書面の記載事項は消去される場合があります。</p>	<p>電磁的交付等サービス規定 第1条（電磁的交付等に係る同意）</p> <p>お客さまは、当行に店頭外国為替証拠金取引口座（以下「新生銀行F×口座」といいます。）の開設をお申込みいただくにあたり、本規定に同意していただく必要があります。本規定に同意していただけない場合には、新生銀行F×口座の開設申込みはできません。また、お客さまは第2条第1項及び第3条第1項に規定する書面（以下「電磁的交付等対象書面」といいます。）の全てについてあらかじめ包括的に電磁的交付等を申し込むものとしします。</p> <p>第6条（電磁的交付等対象書面の取扱い）</p> <p>3. お客さまは、電磁的交付等対象書面の記載事項を、原則として5年間閲覧、印刷することができます。ただし、法令の定めるところにより、当行が電磁的交付等対象書面について書面による交付または同意の取得を行った場合は、当該電磁的交付等対象書面の記載事項は消去される場合があります。</p>	

新	旧	備考欄
<p>第 8 条（免責事項）</p> <p>1.（1）当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等。</p> <p>第 9 条（電磁的交付等の一時停止）</p> <p>1.（2）法令等の変更、監督官庁の指示その他電磁的交付等を停止する必要がある事態が発生したとき。</p> <p>第 11 条（本規定の変更）</p> <p>1. 当行は、法令等の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由が生じた場合は、本規定を任意に変更できるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（2017 年 6 月）</p>	<p>第 8 条（免責事項）</p> <p>1.（1）通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害、瑕疵またはこれらを通じた情報伝達システム等の障害、瑕疵等。</p> <p>第 9 条（電磁的交付等の一時停止）</p> <p>1.（2）法令の変更、監督官庁の指示その他電磁的交付等を停止する必要がある事態が発生したとき。</p> <p>第 11 条（本規定の変更）</p> <p>1. 当行は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由が生じた場合は、本規定を任意に変更できるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（2016 年 8 月）</p>	

新生銀行 FX 取引規定 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>新生銀行 FX 取引規定の目的 第 1 条～第 8 条（略）</p> <p>第 9 条 書面の交付等</p> <p>1. 当行は、お客さまに対し法令規則等に基づき書面を交付し又は書面による同意を取得する場合には、<u>これらのうち当行所定の書面につき</u>、「電磁的交付等サービス規定」の定めに従い電磁的方法により交付し又は同意を取得するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（2017 年 6 月）</p>	<p>新生銀行 FX 取引規定の目的 第 1 条～第 8 条（略）</p> <p>第 9 条 書面の交付等</p> <p>1. 当行は、お客さまに対し法令規則等に基づき書面を交付し又は書面による同意を取得する場合には、当行の「電磁的交付等サービス規定」の定めに従い電磁的方法により交付し又は同意を取得するものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下、現行どおり）</p> <p style="text-align: right;">（2016 年 8 月）</p>	

店頭デリバティブ取引に係るご注意及び新生銀行FX契約締結前交付書面及び新生銀行FX取引ルール 新旧対照表

※下線部が改定箇所

新	旧	備考欄
<p>II. はじめにお読みください</p> <p>3. 証拠金</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 書面の電磁的方法による交付または徴求</p> <p>新生銀行FXでは、基本的に当行がお客さまに交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。当行は、次の各書面につき、原則として電磁的方法により交付または徴求します。</p> <p>万一、書面の記載内容にご不明な点がある場合には、当行FXコールセンターへご連絡ください。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>(2017年6月)</p>	<p>II. はじめにお読みください</p> <p>3. 証拠金</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12. 書面の電磁的方法による交付または徴求</p> <p>新生銀行FXでは、基本的に当行がお客さまに交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。当行が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下のとおりです。万一、書面の記載内容にご不明な点がある場合には、当行FXコールセンターへご連絡ください。</p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p>(2017年4月)</p>	